

社会資本整備総合交付金の交付基準の見直しを求める意見書

地方自治体が行う社会資本の整備などを国が支援するため、平成22年に創設された社会資本整備総合交付金は、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を生かせるものとなるよう、それまでの国土交通省所管の地方自治体向け補助金を一つの交付金にし、様々な自治体の社会資本の整備に活用されている。

その交付に当たっては、地方自治体が地域の政策課題について定量的な指標による目標を設定した社会資本総合整備計画を作成することになっているが、同交付金の交付手続を定める要綱が平成28年に改正され、同整備計画を作成する上で、事業の費用と便益の比率を記載することが必要となり、昨今の物価や人件費の高騰等により、この比率が国の定める基準を下回り、交付金の申請に至らない事案が発生している。

費用便益比の算出には、国土交通省が定める公共事業の効果又は便益の将来の低減度合いを示す指標である社会的割引率を用いるとされているが、社会情勢の変化を受けて多くの国々で見直される中、我が国では平成16年に4%と設定されて以降、見直しを検討したことはあるものの、その実現には至っていない。

また、同交付金には、防災・減災や市民の安全など定量化が困難な事項が十分考慮されていないという課題もある。

こうした中、本年2月に実施された衆議院議員総選挙において、責任ある積極財政政策を掲げる高市首相が国民からの絶大な支持を得たことから、我が国の財政政策の見直しが期待される場所である。

よって、国におかれては、責任ある積極財政政策の推進に当たり、社会資本整備総合交付金の交付基準について、社会的割引率を見直すとともに、防災・減災、安全対策といった定量化が困難な事項を十分考慮するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
国土交通大臣